

○土佐市手話言語条例

平成 30 年 3 月 20 日条例第 1 号

土佐市手話言語条例

言語は、人々が、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話もまた、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、大切に受け継がれてきました。

しかしながら、これまで言語としての手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は多くの不便や不安を抱えながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であることが明記されました。

土佐市では、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、市民がお互いに尊厳を大切にして安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。
- (2) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) コミュニケーション手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指文字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が、相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行うものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解を推進するとともに、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画において、手話を使いやすい環境を整備するために必要な次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 地震、津波、風水害等の災害時において必要な情報その他の市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話による情報の提供その他のコミュニケーションのための必要な支援を行うための施策
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、前項の施策の推進にあたっては、ろう者及び関係機関の意見を尊重するよう努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、関係機関と協力して市民に手話奉仕員養成研修等手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

2 市は、市職員に対し手話に関する学習会を開催する機会の確保に努めるものとする。

(学校における手話及びコミュニケーション手段への理解の促進)

第9条 市は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するものをいう。)において、手話への理解及びコミュニケーション手段に接する機会の提供並びに手話を学習する機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。